

子畜用配合飼料規格の見直し

平成29年11月29日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 経緯

(1) 子畜用配合飼料規格

子畜（哺乳期の牛・豚）用の配合飼料の原料となる脱脂粉乳及びホエイ（以下「脱脂粉乳等」という。）については、飼料費の低減により国内畜産業の振興を図るため、関税暫定措置法において、関税割当制度が設けられ、食品への流用防止措置を講じることを条件として、割当数量内の税率は無税とされている。

当該流用防止措置として、製造された子畜用配合飼料は関税定率法施行規則別表に定める規格を備えたものでなければならないが、そのひとつとして、抗菌性飼料添加物を添加することが定められている。

（注）抗菌性飼料添加物とは、飼料効率の向上等のために飼料に添加される抗菌剤。

(2) 薬剤耐性対策

薬剤耐性対策とは、抗菌剤の多用など不適切な使用を背景として、薬剤耐性菌（抗菌剤が効かない細菌）が増殖することにより、人や動物の治療が困難になるという問題に対処するため、政府が推進する取組みである。

畜産分野においても、家畜の体内に薬剤耐性菌が発生し、それが畜産物を介して人に感染しないよう、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）に基づき、抗菌性飼料添加物の濃度や使用時期などを設定し、限定的に使用するなどの対策を実施している。

このような中、平成29年1月、食品安全委員会において、子畜用配合飼料規格として主に使用される硫酸コリスチンが人の健康への影響があると評価されたことなどを受け、同年3月、農林水産省は「抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針」（以下「リスク管理指針」という。）を策定し、人の健康への影響があると評価された抗菌性飼料添加物について、原則として飼料添加物としての指定を取り消し、使用を禁止する方針を決定した。

これを受け、薬剤耐性対策を推進する観点から、流用防止措置として定められている子畜用配合飼料規格について、抗菌性飼料添加物に代え、食品添加物としては認められていない他の飼料添加物を添加する規格に変更するよう、農林水産省から要望がなされている。

2. 検 討

農林水産省は、食品安全委員会によるリスク評価結果を踏まえ、リスク管理指針に基づき、平成30年度において、硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定を取り消す予定としている。また、今後、それ以外の抗菌性飼料添加物についても、人の健康への影響があると評価された場合には、原則として飼料添加物としての指定を取り消すこととしている。薬剤耐性対策を推進する観点から、抗菌性飼料添加物の使用を必要最小限にするため、今後飼料添加物としての指定を取り消されるものに限らず、すべての抗菌性飼料添加物を流用防止目的で使用しないよう、子畜用配合飼料規格を見直すことは適当と考えられる。

また、食品添加物として認められていない飼料添加物（ヨウ素酸カルシウム等）は、ミネラルやビタミン補給のために子畜用配合飼料に一般的に使用されており、飼料安全法及び食品安全基本法に基づき、家畜及び人への安全性が確認されている。加えて、食品衛生法上、食品添加物として認められていない飼料添加物を含む食品は、製造等が禁じられているため、食品への流用防止措置として有効と考えられる。

このように、食品への流用防止措置としての実効性を確保しつつ、薬剤耐性対策を推進する観点から、家畜及び人への安全性が確保された飼料添加物を添加するように子畜用配合飼料規格を変更することは適当と考えられる。

3. 改正の方向性

<p>子畜用配合飼料規格のひとつとして、抗菌性飼料添加物を添加することとされている現行の規格に代え、食品添加物として認められていない他の飼料添加物を添加するよう、規格を変更することが適当ではないか。</p>
